

令和2年2月25日

お客さま各位

さがみ信用金庫

改正民法施行を踏まえた「でんさいサービス利用規定」の改定のお知らせ

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では「でんさいサービス利用規定」を改定させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は令和2年4月から適用させていただき、本改定前より既にお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 改定する規定

でんさいサービス利用規定

2. 改定部分のお客さまへの適用日

令和2年4月1日（水）以降

3. 新しい規定の交付方法

これまでどおり、当金庫WEBサイト「でんさいサービス」のページにて、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、既に当金庫にてでんさいサービスをご利用のお客さまにつきましては、「でんさいサービス利用申込書」の「お客様控」の裏面に印字されている「でんさいサービス利用規定」を、令和2年4月1日以降、改定後の規定の内容に読み替えてくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

4. 主な改定内容

改正民法施行（令和2年4月）を踏まえ、今後、規定等の内容を変更する場合の記載を追加しました。

下線部を変更

第14条（利用日・利用時間）

1. <現行どおり>
2. 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更する場合があります。

第16条（利用手数料）

1. ～2. <現行どおり>
3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更する場合があります。

第34条（規定等の変更）

1. 当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなく本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意にホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
2. 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。
3. 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

5. 改定後の規定

改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいませう、お願い申し上げます。

以上